

令和7年度事業計画

1 生活衛生関係営業対策事業

(1) 相談指導事業

経営指導員3名(常勤)、補助員兼事務職員1名(常勤)及び経営特別相談員(40名)、顧問税理士並びに顧問弁護士により、生活衛生関係営業者(以下「生衛業者」という。)並びに生活衛生同業組合(以下「組合」という。)に対して、経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談・指導並びに消費者の苦情等に関する相談業務を実施する。

ア 中央相談指導

生衛業者及び組合に対する相談・指導、並びに利用者又は消費者からの苦情処理にあたる。また、顧問税理士による税務相談、顧問弁護士による法律相談を行う。

イ 地区相談指導

県内4カ所(橋本保健所、湯浅保健所、田辺保健所、新宮保健所串本支所管内)に相談室を開設し、経営指導員、経営特別相談員、日本政策金融公庫職員、よろず支援拠点職員等による相談指導を実施する。

ウ 巡回相談指導

経営指導員・経営特別相談員が店舗等を訪問し、生衛業者に対して相談・経営指導を実施するとともに、日本政策金融公庫の融資制度の有効活用並びに事故発生防止についての指導も実施する。

また、生活衛生営業経営改善資金融資制度の運営を担う経営特別相談員を対象とした研修会を開催し、活動の支援を行う。

(2) 情報化整備事業

ホームページや生活情報ネットワークを通じて、生衛業に関する各種情報を収集・発信し、生衛業者に対する経営相談、指導業務等に活用するとともに、指導センターの統計事務等の効率化を図る。

また、これら関連情報を生衛業者、組合に適時に提供するとともに、消費者に有利な情報(Sマーク登録制度等)を提供して、利用者又は消費者の利益擁護を図る。

(3) 健康・福祉対策推進等事業

ア 健康・福祉対策推進事業

生衛業者を対象に、新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症発生に対応できる体制を整え、その基本的な予防対策について普及啓発を行い、衛生水準の維持向上を図るため、感染症予防に関する研修の実施を指導するとともに、感染症予防啓発チラシを作成し配布する。

イ 生活衛生関係営業地域活性化連携事業

南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備え、8組合が連携して被災者等に対する具体的な支援策等について検討を行う。

(4) 後継者育成支援事業

中学生・高校生を対象としたインターンシップ並びに小学生・中学生及び高校生を対象とした学校への出前授業を実施し、生衛業という職業に理解を深めてもらい、将来の進路選択肢の一つとして提供することにより、生衛業の活性化や直面している後継者不足という課題の解決に取り組む。

ア 後継者育成支援協議会の開催

イ インターンシップの実施

ウ 出前授業の実施

(5) 生活衛生関係営業振興事業補助金事業

生衛業の振興を図るため、組合が実施する振興事業に対し補助を行う。また、広報誌「生衛紀州」を発行する。

2 受託事業

(1) 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター委託事業

ア 景気動向調査事業

生衛業界の景気動向等を把握するとともに日本政策金融公庫における今後の業務運営の参考とするため、70店舗を対象に経営指導員が定期的（年4回）に店舗を訪問し聴き取り調査を実施する。

イ 経営状況調査事業

生衛業界の経営状況の把握と今後の諸対策等に活用するため、70店舗を対象に経営指導員が定期的（年4回）に店舗を訪問し聴き取り調査を実施する。

ウ 経営特別相談員研修会

生衛業界の自主的な実践活動として行う経営相談指導事業の強化のため、その業務上必要な知識の修得、資質と能力の養成・向上を図るため、経営特別相談員を対象に研修会を開催する。

エ 衛生水準の確保・向上事業

組合の組織基盤の強化や活性化を図るため、「衛生水準の確保・向上事業」を実施する。

オ その他

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの事業に対して協力する。

(2) 和歌山県委託事業

融資推薦事務受託事業

日本政策金融公庫の一般貸付に係る融資推薦事務を実施する。

3 標準営業約款事業

厚生労働大臣が指定する「理容所」「美容所」「クリーニング所」「一般飲食店」の営業店に対して、組合と連携しながら標準営業約款の登録勧奨や消費者に対する登録店利用の啓発に努めるとともに、その登録（新規・再登録）業務を行う。

また、「標準営業約款（Sマーク）普及登録促進月間」である11月に、関係機関・団体等と連携して全県的な周知広報活動を推進する。

4 クリーニング師研修等事業

クリーニング業界における繊維製品の素材の多様化、洗剤・薬品等の使用方法の複雑化及び技術の高度化等に的確に対処するため、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師等の法定研修、講習を実施する。

今年度は、クリーニング師研修を和歌山市で1回、通信制で1回、業務従事者講習は通信制で1回実施する。

5 その他

(1) 関係機関との連携

組合、行政及び日本政策金融公庫等の関係機関との連携を密にして、適宜の課題や融資等に関する知識向上を図るため、積極的に意見交換を行う。

(2) 公益財団法人理容師美容師試験研修センター業務に協力する。